

障害者優先調達推進法に基づく大阪市調達方針の検討状況について

【経過】

平成 24 年 6 月 20 日 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号、以下「法」という。)」成立

平成 24 年 6 月 27 日 法公布(法の概要については、別紙1のとおり)

平成 25 年 4 月 1 日 法施行

平成 25 年 4 月 23 日 「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する基本方針」閣議決定・告示(基本方針の概要については、別紙2のとおり)

【本市の対応】

法第 9 条第 1 項の規定に基づく本市調達方針の策定に向け、現在、各関係部署等と調整中
調達方針の主な構成(案)

- ・ 目的、用語の定義
- ・ 対象物品等及び対象組織
- ・ 情報の提供
- ・ 調達目標の設定
- ・ 実績の公表
- ・ 推進体制 など

【他都市の状況】

政令指定都市、大阪府内における策定済の市町村なし。

ただし、一部の都道府県、大阪府外市町村においては、策定済あり。